

相模原市自治会連合会と相模原市との連携基本協定書

自治会は、自主的・自立的な組織として、地域コミュニティの形成、地域の課題解決等に向けた地域活動の中心的な役割を果たしており、その活性化は、安全・安心、かつ、快適な市民生活に不可欠です。

こうした共通認識に立ち、相模原市自治会連合会（以下「市連」といいます。）及び相模原市（以下「市」といいます。）は、これまで積み重ねてきた協力関係を礎としつつも、それぞれが果たすべき役割に基づき、社会情勢及び地域社会の変化に対応した新たな連携の形を探りながら、更なる連携強化を図るため、次のとおり協定を締結し、市連及び市の協働による、市民主体のまちづくりをより一層推進していきます。

（趣旨）

第1条 この協定は、市連及び市の連携強化に向けた基本的な事項について定めるとともに、市連及び市の協働による取組の指針を定めます。

（連携強化のための基本原則）

第2条 市連及び市は、次に掲げる事項を基本原則として、連携強化を図ります。

- （1）市民主体のまちづくりを推進する上で必要となる、協働による取組の目的を明確にし、共有すること。
- （2）それぞれの役割について、相互の合意により定め、活動の場における対等な協力関係を形成すること。

（協働の取組）

第3条 市連及び市は、次に掲げる事項について、協働により取り組みます。

- （1）地域における防災活動の推進に関すること。
 - （2）地域における防犯及び交通安全活動の推進に関すること。
 - （3）地域における福祉活動の推進に関すること。
 - （4）地域における環境美化活動の推進に関すること。
 - （5）前各号に掲げるもののほか、地域住民の安全・安心、かつ、快適な生活に資するものとして市連及び市が必要と認める事項に関すること。
- 2 市連及び市は、前項の取組を進めるため、自治会の役割やその活動を広く市民に周知するとともに、自治会への加入促進について取り組みます。
- 3 第1項の規定による取組を具体化するに際しては、市連及び市がそれぞれの役割を十分理解し、協議を行うこととします。

（それぞれの役割）

第4条 市連及び市は、次の役割分担に基づき、協働による取組を進めます。

（1）市連の役割

- ア 地域の課題解決及び活性化に向けた各地域の自治会の自主的・自立的な活動を促進するための環境づくりを進めます。

イ 各地域の自治会の意見等を踏まえて、市域全体での自治会加入促進等、自治会活性化に向けた取組を進めます。

ウ 市が実施する地域施策について、求めに応じて、事業の企画・立案から実施・評価までの様々な段階に参画し、必要な協力を行います。

エ 地域の意見等を集約し、市に対し必要な提言を行います。

(2) 市の役割

ア 地域の課題解決及び活性化に向けた各地域の自治会の自主的・自立的な活動に対する積極的な支援及び活動の基盤整備に努めます。

イ 市域全体での自治会加入促進等、自治会活性化に向けた市連の取組に対する積極的な支援に努めます。

ウ 市が実施する地域施策について、自治会が、事業の企画・立案から実施・評価までの様々な段階に参画できるよう環境づくりに努めます。

エ 地域の課題解決及び活性化の観点から、市連からの提言を施策に反映するよう努めます。

(定期的な情報交換及び協議)

第5条 市連及び市は、この協定に基づく相互の連携強化及び協働による取組を円滑に推進するため、定期的な情報交換と協議を実施します。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項については、協定の趣旨にのっとり、市連及び市が協議の上、定めるものとします。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市連及び市が記名押印の上、各1通を保有します。

平成25年8月28日

相模原市中央区富士見6丁目6番23号
相模原市自治会連合会
代表 会長 田 所 昌 訓

相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市
代表 相模原市長 加 山 俊 夫